

令和5年度 レジオネラ症防止対策講習会

社会福祉施設等における レジオネラ症予防対策に係る 自主管理点検票の提出について



南多摩保健所 健康づくりキャラクター みなみん

東京都南多摩保健所
生活環境安全課 環境衛生担当
令和5年11月13日

1

自主管理の推進

施設・管理者・利用者を
レジオネラ症から
守るために…



- 衛生管理方法の周知と責任者の選任
- 衛生管理に係る記録の作成と管理者への報告
- 帳簿書類の5年間保存と行政機関への報告

2

自主管理の推進

● 衛生管理方法の周知と責任者の選任

→施設の管理者は、

- ・ 従業者等に**衛生管理方法を周知徹底**する。
- ・ 施設の管理者又は従事者の中から日常の**衛生管理に係る責任者**を定める。

3

自主管理の推進

● 衛生管理に係る記録の作成と 管理者への報告

→日常の衛生管理に係る責任者は、

- ・ **衛生管理の記録を作成**する。
ex) 自主管理点検票、水質検査成績書
浴槽等の換水・消毒の状況など
- ・ 施設の管理者へ**管理状況の報告**をする。
記入した自主管理点検票を定期的に示す
など、**衛生的に管理していることを報告**
する。

4

自主管理の推進

● 帳簿書類の5年間保存と 行政機関への報告

→施設の管理者は、

- ・ 維持管理の帳簿書類を5年間保存する。
ex)自主管理点検票や水質検査成績書など
- ・ 行政への自主管理点検票等による報告。

5

令和6年用の自主管理点検票を
すでに配布しました。
**令和5年の自主管理点検票と
水質検査成績書**の
保健所への報告をお願いします。

令和5年分の提出締め切りは
令和6年1月31日(水曜日)

7

自主管理点検票

必要書類
レジオネラ属菌の水質検査成績書の写し（年間で実施した分すべて）

循環型浴槽等及び循環給湯シャワーの自主管理点検票(年 月～ 月)		年度番号												01 12月		
施設名	施設種別	電話番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考	
浴槽	熱水	浴槽水は毎日完全に換水しているか。 毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水しているか。														
	エアロゾル発生装置	気泡発生装置やジェット噴射装置等に、毎日換水していない浴槽水を使用していないか。														
	レジオネラ属菌検査	浴槽水のレジオネラ属菌検査を年1回以上行っているか。(実施予定月 月)														
	ろ過器等	毎日換水していない場合は、レジオネラ属菌検査を年2回以上行っているか。(実施予定月 月、 月)														
	集毛器	ろ過器の清掃を週1回以上行っているか。 ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行っているか。 集毛器は毎日清掃しているか。														
シャワー	熱水	浴槽水は毎日完全に換水しているか。 毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水しているか。														
	エアロゾル発生装置	気泡発生装置やジェット噴射装置等に、毎日換水していない浴槽水を使用していないか。														
	レジオネラ属菌検査	浴槽水のレジオネラ属菌検査を年1回以上行っているか。(実施予定月 月)														
	ろ過器等	毎日換水していない場合は、レジオネラ属菌検査を年2回以上行っているか。(実施予定月 月、 月)														
	集毛器	ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行っているか。 ろ過器の清掃を週1回以上行っているか。 集毛器は毎日清掃しているか。 浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録しているか。 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上に保たれているか。														
貯湯槽	貯湯槽内の温度は、40度以上に保たれているか。(設定温度 度)															
給湯機	給湯機の給湯水の温度は、55度以上に保たれているか。 給湯機の温度を55度以上に保てない場合は、遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L以上に保たれているか。														6	

維持管理（衛生管理指針）

内容		※衛生管理指針 社会福祉施設等
1	全換水	毎日(最低でも1回/週以上)
2	浴槽内の清掃	毎日(最低でも1回/週以上)
3	集毛器の清掃	毎日
4	ろ過器の洗浄	1回/週以上
5	ろ過器及び循環配管の消毒	1回/週以上
6	残留塩素濃度	0.4mg/L以上
7	残留塩素濃度の測定	測定して記録
8	レジオネラ属菌の水質検査	1回/年以上 (毎日完全に換えることなく使用する浴槽水については2回/年以上)

8

東京都が作成したパンフレット

社会福祉施設等における レジオネラ症予防対策 ～浴槽水と給湯水の衛生的な 管理のために～

内容

- ・レジオネラ症とは
- ・レジオネラ症予防3原則
- ・管理方法
- ・浴室のシャワー水について など

URL

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/isei/yomimono/shakaifukushishisetu/index.html>



二次元コード  9

施設と保健所

○必要に応じて保健所の助言、指導を受けること。

こんな時

- ・衛生管理措置基準に適合しない場合
(レジオネラ属菌の検出など)
- ・維持管理方法について、疑問が生じた場合

○レジオネラ症が疑われる患者が発生した時

- ・原因と考えられる設備の使用を直ちに停止
⇒その現状を維持したまま、保健所へ連絡する。

社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防
対策衛生管理指針 5 (1)、(2)より
10

レジオネラ症防止のことなどで
ご不明な点等がございましたら、
環境衛生担当あてにお問合せください。

南多摩保健所 環境衛生担当
電話042(371)7661(代表)

窓 □

